

平成26年

議会運営委員会記録

平成26年6月3日

和光市議会

## 議会運営委員会記録

◇開会日時 平成26年6月3日(火曜日)  
午前 9時30分 開会 午前10時47分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	齊藤秀雄	議員	副委員長	吉田けさみ	議員
委員	阿部かをる	議員	委員	待鳥美光	議員
議長	菅原満	議員	副議長	栗原次男	議員
委員外議員	金井伸夫	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市長	松本武洋	副市長	大野健司
企画部長	山崎悟	総務部長	橋本久
秘書広報課長	大野久芳		

◇事務局職員

議会事務局長	郡司孝行	議会事務局次長	伊藤英雄
議事課長補佐	平川京子	主事	小林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について  
平成26年和光市議会6月定例会の会期予定等について  
特定事件8 その他議会運営に関することについて  
決算審査の体制

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。会議には、議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長よりあいさつを求められています。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成26年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、6月5日に開会すべく、5月29日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく議案は、報告2件のほか、人事案件3件、専決処分の承認、条例の制定及び一部改正、市道路線の認定、補正予算など合計19議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 市長は、公務のため退席します。

〔市長退席〕

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定として、平成26年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件8、その他議会運営に関することについてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定として、平成26年和光市議会6月定例会の会期予定等についてを議題とします。

提出議案について、提出議案は報告2件、議案17件です。提出議案の説明を総務部長お願いします。

総務部長。

○橋本総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

はじめに、報告第1号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

本報告については、平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）で計上しました1事業の繰越明許費、平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）で計上しました7事業の繰越明許費及び平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号）で計上しました1事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し報告するものであります。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

本報告については、平成 25 年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）で計上しました 1 事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製し報告するものであります。

次に、議案第 24 号及び議案第 25 号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任については、一括して説明いたします。和光市固定資産評価審査委員会委員の柴崎光子氏の任期が平成 26 年 6 月 8 日をもって満了となることから、新たに山田史明氏を、また、上原徳之氏の任期が平成 26 年 6 月 9 日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 26 号、和光市固定資産評価員の選任について説明いたします。

和光市固定資産評価員の鈴木知子氏が辞任したことに伴い、後任として高橋雄二氏を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 27 号、議案第 28 号及び議案第 29 号、専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので一括して説明いたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたこと等により、適用される関係条項について緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分により和光市税条例の一部改正、和光市都市計画税条例の一部改正及び和光市国民健康保険税条例の一部改正をしたものであり、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

平成 25 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第 2 号）は、通学路緊急安全対策事業における市道 365 号線道路整備に伴う用地取得費について、関係機関が行う根抵当権の一部抹消手続等に時間を要し年度内に支出が終わらない見込みとなったことから、当該経費を翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定するものであります。

当該補正予算について、事実確定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分としたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 31 号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

平成 25 年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）は、マンホール浮上防止対策事業について、特殊な工法を用いることから応札者が現れずに入札が不調となり、請負業者が決定するまでに予想以上の時間を要し、さらに平成 26 年 2 月の記録的な大雪の影響によって予定していた作業員を確保できない状況が継続したため、年度内に支出が終わらない見込みとなったことから、当該経費を翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定するものであります。

当該補正予算について、事実確定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 32 号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたこと等に伴い、専決処分以外のものにつきまして、税条例を改正するものであります。

次に、議案第 33 号、和光市保育の必要性の認定に関する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づく保育給付の支給認定に関し、必要な事項を定めるもので、保育の必要性の基準等のほか、保育必要量の区分、優先保育等の基準、支給認定の審査方法について規定しております。

なお、現行制度における保育の実施が、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の必要性の認定へと移行するため、この条例の附則において和光市保育の実施に関する条例を廃止することとしております。

次に、議案第 34 号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を制定するものであります。

条例の規定については、原則として内閣府令で定める基準どおりとしておりますが、和光市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営及び地域課題解決の方向性を踏まえ、一部和光市独自の基準を設けております。

次に、議案第 35 号、和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、地域型保育給付の対象事業となる事業所内保育事業が市町村による認可事業として位置付けられたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を制定するものであります。

条例の規定については、原則として厚生労働省令で定める基準どおりとしておりますが、和光市における家庭的保育事業等に関する地域課題の解決を図るため、一部和光市独自の基準を設けております。

次に、議案第 36 号、和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を制定するものであります。

条例の規定については、原則として厚生労働省令で定める基準どおりとしておりますが、和光市における放課後児童健全育成事業に関する制度運用実態と、事業運営の方向性を踏まえ、

一部和光市独自の基準を設けております。

次に、議案第 37 号、和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援新制度の施行に関連する条例案の制定に伴い、和光市子ども・子育て支援会議の所掌事務、会議に置くこととしている部会の構成等に関する規定について必要な改正を行うものです。

また、条例の改正に伴い、条例の附則において、和光市児童福祉審議会条例を廃止し、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うこととしております。

次に、議案第 38 号、和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員の処遇改善のため、消防団のすべての階級において退職報償金の支払い金額を引き上げることとし、あわせて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 39 号、市道路線の認定について説明いたします。

市道 631 号線は、都市計画法第 29 条の規定による開発行為に伴い、同法第 40 条第 2 項の規定により、市に帰属する公共施設である道路について市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第 40 号、平成 26 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ 1 億 7,488 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 229 億 3,088 万円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

総務費のうち総務管理費では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対応するためのシステム改修に係る費用、市民文化センターが実施する地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業に対する補助金及び非常用自家発電装置の始動用バッテリーを交換するための費用を増額し、選挙費では、開票事務を改善するための研修等に係る費用を増額し、自治振興費では、市民活動団体の運営力強化等を図るための事業を実施する費用を追加計上するほか、警備業務委託料の契約差金を減額しております。

民生費のうち社会福祉費では、コミュニティケア会議障害者部会の開催に係る費用、新たに開設された放課後等デイサービス事業所への運営費補助金及び平成 21 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の返還金を増額し、児童福祉費では、子ども・子育てに関する個別のケアプラン情報等の共有・一元化を図るための総合相談支援調整システムを導入する費用を追

加計上し、生活保護費では、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施するための費用を追加計上しております。

衛生費では、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を実施する費用及び妊娠・出産包括支援モデル事業を実施するための費用を追加計上しております。

商工費では、消費者被害に関する意識啓発事業等を実施するための費用を増額しております。

土木費では、市道 475 号線の電光掲示板が事故により破損したため、修繕料を増額しております。

教育費では、小学校少人数学級推進教員の増員による費用及び教室にエアコンを設置するための費用を増額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

国庫支出金のうち国庫負担金では、就労自立給付金の新設に伴い、生活保護費負担金を増額し、国庫補助金では、地域少子化対策強化交付金のほか、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金及び文化芸術振興費補助金を追加計上しております。

県支出金では、埼玉県共助の取組マッチング事業補助金を追加計上し、生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施と就労自立給付金の創設に伴うシステム改修に係る埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を増額するほか、消費生活関係職員のレベルアップ及び消費者被害に関する意識啓発事業の実施に係る埼玉県消費者行政活性化補助金を追加計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額については、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前 9時48分 休憩)

再開します。(午前 9時52分 再開)

〔副市長、企画部長、総務部長ほか退席〕

次に、議案の先議についてです。

初めに、報告第1号、報告第2号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第24号、議案第25号は人事案件ですので委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、議案第26号は、職員の人事異動に伴う人事案件ですので討論を省略し、簡易採決とし

たいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第27号から議案第31号までは、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、請願・陳情について、請願0件、陳情4件を受理しています。

受理した陳情の審議について、本会議で審議する陳情の御意見を願います。

初めに、議長から発言があります。

議長。

**○菅原満議長** 陳情書の関係です。地球社会建設決議に関する陳情書ほか4件が提出されております。そのうち地球社会建設決議に関する陳情書は和光市政との関連が薄く、和光市議会の陳情としてなじまないという理由で、従来より受理した後、全議員への配付という扱いにしておりますので、改めてこの場で御確認いただきたいと思います。

それから、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情、また、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情の2件でございます。この陳情において、基本的に行政財産内での許可権限は執行部にあるということで、執行部がどのように判断するかということであり、議会側の権限ではないと思われまして、よって、議員配付とする扱いについての協議をお願いしたいと思います。

また、実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情については、全国的な実態調査ということで、これも和光市議会で陳情として審査するになじまないと判断しますが御協議をお願いしたいということでございます。あわせて協議をお願いしたいと思います。

もとより、和光市には和光市議会議員政治倫理条例、さらには公正性、透明性を規定する和光市議会基本条例があることから、議員側においても誤解をもたれるような行動は厳に慎むことは論を待たないと考えられます。またそのように行動してきていただいていると認識しています。以上でございます。

**○齊藤秀雄委員長** それでは、ただいまの議長の発言を踏まえて各会派からの御意見を願います。



新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の議長の御説明どおりで異論ありません。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 まず、地球社会建設決議に関する陳情書は配付のみということで、異議はありません。それと、2つの件ですけれども、これは議長からお話があったように議会で審議する内容には適さないと思います。それぞれの価値観でのやり取りになってきますし、それぞれの判断になってくるかと思しますので、議会で審議する内容には適さないと考えます。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 この件については、全国的にこういった陳情が提出されているということは承知しております。最初の1件については何回か提出されてきておりますけれども、配付のみという扱いかまわらないと思います。

また、この2件の陳情については「しんぶん赤旗」と書かれておりますので、意見として申し上げさせていただきたいのと、あわせて議会での審議にはなじまないということをお願いしたいと思います。それぞれの議会にこのような陳情が出されていて、一般質問等で取り上げた議員もおられるということは実態としてあるようです。その一般質問において、ある議会では、議員は非常勤特別職であって常識的な範囲で行われていると考えているという答弁を総務部長がされている実態があるようです。

それから、この件に関しては憲法そのものを本当にこの方は理解されているのかなという思いがあるんですけれども、職員にとっては個人の思想、信条の自由、内心の自由の問題です。これに制限を設けることは絶対にあってはならないと考えますし、それから自治体職員がさまざまな政党がどのような考えや政策を持っているかを把握するために政党機関紙を購読することは何ら批判されることでもないだろうと考えます。職員が庁舎内で購読することについては、個人がどの政党機関紙を購読しようが、これは自由であり、一般に新聞の報道は業務にかかわって必要になることもあり得ると思うんです。その場合は勤務時間中にも読むことが業務の一環ともなり得ると思います。

ですから、個々の職員がどのような思想を持っているかということについても関係のない問題ですし、私は陳情の中身を読んで、意見を申し上げさせていただいているんですけれども、この陳情の中身、内容そのものが議会で審議するのにふさわしくないものであるということをお願いして、議長の提案に賛成です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 異議ありません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤秀雄委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も議長の提案そのものとおりと受け止めております。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、各会派の意見が集約されました。基本的に皆さん議長の発言のとおりという形で御理解をいただきました。本会議で審議しない陳情について、地球社会建設決議に関する陳情書は、基本的に和光市議会の陳情としてはなじまないという理由で議員配付のみとします。また、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情及び地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情は、議長の発言のとおり、和光市議会としては採択するにはなじまないという形で結論を出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

それでは、本会議で審議するものについて、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

本会議で審議しない陳情について、確認します。地球社会建設決議に関する陳情書は市政への関連が薄く、和光市議会の陳情としてなじまないという理由により、また、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情及び地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情は、やはり本会議で審議しないということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

それでは、受理した陳情の審議はただいまのとおりでございます。ここで陳情の情報提供について議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 形式が整っている陳情は受理をしておりますが、それを明確にするため、本会議で審議しない陳情も市議会ホームページで件名、受付年月日、審議しない理由を掲載することで情報提供を行うことを提案させていただきたいと思いますので、御協議をお願いします。

従来、審議した陳情は議会だよりで要旨・審査結果等は掲載しておりますが、審議しない陳情の扱いについても、議会だよりに載せるページが少ないため、ホームページで情報提供を進めたいということがございます。御協議をお願いします。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から発言がありました件については、いかがでしょうか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 前回、陳情の受け付けに関する誤解等が市民の間で生じたこともありますの

で、今御提案いただいたような形で、市民に情報提供することは賛成です。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 ホームページのみでのお知らせになるのか、それとも議会だよりも必ず載せるということになるのか、その辺を確認させてください。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 基本的にはホームページでの掲載を考えています。審議しないということで、受理をしたものとその理由を明確にさせていただくということです。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 前は、やはりきちんと載せようということで、受理はしたけれども審議しないという内容で、議会だよりに載せました。前回は掲載しているので今回はどうするのかをもむ必要があるのかなと思います。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 陳情そのものの関係について載せたわけではなくて、前回掲載したのは誤解等もあったので陳情書の扱いについての説明を兼ねて掲載したということで、全部掲載するというのではなく、当時は議会だよりのスペースの関係で、スペースを空けて掲載したと記憶しておりますので御理解をいただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 確かに形式が整っているから受理したけれども、審議には付さなかったということがこの間ありました。議員あるいは議会としての役割として、どういうふうに審議して結論を出したかということが、一番市民が知りたいことだと思います。議長は受理したもののなのでお知らせしますと言っていますが、それがどれだけ意味をなすか疑問だなと思いました。このような陳情が3件続けて提出されています。結論を少し待っていただけませんか。議会だよりに掲載しても構わないが、やはり市民が一番知りたいことは、どのように審議をして、どういう結論を出したかということであって、その点どうなのかなという思いがあるので、次の議運までこの件は持ち帰らせていただきたいと思います。審議しなかったものを紙面を割いてまで掲載するということですか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 私が提案しているのは、ホームページに掲載するということです。議会だよりにについては掲載した、あるいは掲載していないという議論があったと記憶しています。スペースの関係で、何件陳情が提出されるかわからないことと、審議したものについては件名と内容をきちんと掲載するということが扱ってきております。ホームページは確実に掲載できるということです。どのようなものを受理しているかということで、審議しないものについても情報提供をしましょうということです。御協議いただいて、なお検討を要するというのであれば、

検討していただくこととなります。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 確かに市民の方の思いとして、提出されたものに関して受理はしたけれども審議しないという議会の取り決めに沿って判断されるわけですが、市民の方に理解していただくためには、やはりホームページに掲載することが必要だと思います。議会だよりも掲載すれば一番いいですが、紙面上限られているということもあり、議長の御意見に賛成です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 議長の御提案に異議ありません。審議しないものをこういう理由で審議しないということでホームページに掲載すれば、市民にとってプラスになるので賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤秀雄議員。

○齊藤秀雄委員 緑風会の意見も議長と同様でございます。審議しない陳情もできる限り、全体の動きとして市民にお知らせした方がいいという考えで、ホームページに掲載することに賛成です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、ただいま議長から発言がありました件については、賛成ということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、和光市農業委員会委員の議会推薦についてです。

平成26年4月7日付で和光市長から和光市農業委員会委員が平成26年7月19日をもって任期満了となるため、新たに農業委員会委員の議会推薦について依頼がありました。

この件につきましては、開会日の議案の討論、採決の次に議題とし、指名推選で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、一般質問について、通告者は16人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。また一般質問は、1日4人で4日としたいと思います。

なお、6月6日金曜日、6月9日月曜日及び6月10日火曜日を調査休会、6月20日金曜日を

休会としたいと思います。いかがでしょうか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 議案の説明をいただいたのですが、文教厚生常任委員会に付託された議案がボリュームがあると思います。総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会の日付を入れかえて、文教厚生常任委員会で審議が未了の場合、次の日も委員会を開催するということがかなと考えています。

○齊藤秀雄委員長 各会派の御意見を募りたいと思います。

ただいまの御提案は、初日に文教厚生常任委員会を開催し、審議の進捗を考慮し、文教厚生常任委員会が終了次第、総務環境常任委員会ということですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 相互傍聴が前提になっているけれども、終了次第ということではなくて、1日目に文教厚生常任委員会を開催し、審議が残れば2日目も文教厚生常任委員会を開催します。総務環境常任委員会は2日目の朝9時から開催するということです。1日目は総務環境常任委員会のメンバーの方は傍聴できますし、2日目も終了次第それぞれ傍聴できます。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 提出されている議案は子ども・子育て新システムに関する議案で、重要な中身だと思っています。文教厚生常任委員会は十分な審議時間が必要になってくると思われま。基本的に相互傍聴という形で2日間確保してきたという経緯がありますけれども、文教厚生常任委員会を1日目に開催して、2日目に総務環境常任委員会を開催して、もし文教厚生常任委員会が1日で足りなかった場合には、並行して開催することが可能であれば、その方法もありかなとと思っているのですがいかがでしょうか。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午前10時20分 休憩)

再開します。(午前10時25分 再開)

先ほど初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会と申し上げましたが、別の御意見がありました。初日に文教厚生常任委員会、2日目に総務環境常任委員会を開催したらいかがかという御意見です。その理由としましては、総務環境常任委員会に付託された議案よりも、文教厚生常任委員会に付託された議案のほうが審議案件が多いということで、時間を要するのではないかという御意見です。御意見を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 初日に文教厚生常任委員会を開催し、2日間審議できるようにするという案に賛成します。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 そのように提案させていただきましたので、もちろん賛成です。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 1日目に文教厚生常任委員会を開催し、2日目は文教厚生常任委員会の予

備日という形で、総務環境常任委員会を開催するという事で賛成です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤秀雄委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も初日を文教厚生常任委員会にしたほうがよいという考えです。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

休憩します。(午前10時27分 休憩)

再開します。(午前10時30分 再開)

会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、初日に文教厚生常任委員会、2日目に総務環境常任委員会としたいと思います。また一般質問は、1日4人で4日としたいと思います。

なお、6月6日金曜日、6月9日月曜日及び6月10日火曜日を調査休会、6月20日金曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、6月9日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、学校建設等特別委員会委員長より、閉会中に行われた会議についての中間報告を開会日の諸報告の次に行いたいと思います。

なお、中間報告に対する質疑は省略したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙などについて議長から報告があります。議長。

○菅原満議長 過日、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員及び彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙について、それぞれ欠員が生じたため、選挙を予定していたが、それぞれ届け出のあった候補者数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、選挙は行わない旨通知がありました。

以上でございます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長からありました報告のとおりでございますので、御承知おきください。

次に、意見書案の取り扱いについてです。新しい風から3件、日本共産党から3件、意見書

案が提出されています。

この意見書案の調整のため、6月11日水曜日、総括質疑の本会議終了後に、議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは、ホワイトボードに掲示いたしましたとおりです。これよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に進みます。特定事件8、その他議会運営に関することについて議題といたします。

初めに、議会報告会の反省について議題といたします。

休憩します。(午前10時33分 休憩)

再開します。(午前10時34分 再開)

先ほど申し上げた6月定例会の会期19日間の中で、常任委員会の開催に関しまして、文教厚生常任委員会は6月12日と6月13日の2日とさせていただきます。総務環境常任委員会は6月13日ということになります。

以上でございます。

それでは、先に開催された議会報告会についてです。

会派及び議員から議会報告会の所見が提出されております。また、各担当から提出されましたデータをもとにして、市議会ホームページ案を作成いたしました。アンケートの部分は2通りの案があります。一度、会派に持ち帰っていただき、御協議ください。なお、6月5日木曜日、開会日の本会議終了後に全員協議会で御協議いただきたいと思います。全員協議会を経た上で、6月11日本会議終了後の議会運営委員会で総括したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、決算審査の体制について議題といたします。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案の審査については、平成24年11月27日に開催した議会運営委員会において、試行的に分割付託する旨を決定しておりますが、各会派で協議していただいておりますので、御意見を願います。要は、分割付託をするか全体で審査するかということでございます。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 決算審査のあり方については、新しい風の中では特別委員会方式に賛成という人のほうが多かったです。それで、会派としては特別委員会方式を推すということで、議長と監査委員を除いた15名のうち、半数程度で組織したらどうかという意見がございました。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 会派としては、どちらがいいという結論は出ませんでした。時期的なものもありますので、このまま分割付託し次年度に変えるという方向で、議会基本条例の中の一つの内容としてもんでいくことも可能ではないかと考えています。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党としては、審査は十分な資料を手元に、全体が見える特別委員会のほうがいいのかなどというのはあるのですが、改選前の一年になりますので、平成25年度決算審査は分割付託方式で行って、改選後に特別委員会方式の検証を十分にやっていくという意見です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 従来どおり、常任委員会方式でいいのではないかと考えています。分担して議員全員で参加できますので、分割付託のほうが望ましいかなと考えています。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても、分割付託でいきたいという考えであります。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、決算審査の方法について一部意見が分かれています。基本的に決算審査は当然行わなければいけませんし、皆さんの御協力がないとできません。特別委員会をつくりあげてというのは、次年度といたしますか、時期をずらすアイデアで歩み寄りはできないでしょうか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派での議論の内容としては、どうしても特別委員会方式に固執するという形ではなくて、いずれがいいかと考えたときには、特別委員会方式のほうがいいのかという意見でしたので、また時期をずらして、今までの振り返りをしながら、再検討するというところで大丈夫だと思います。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 試行的に分割付託で行うという合意の上で行って、やってきている訳ですけども、特別委員会方式にした場合、人数の構成はどうするのか。新たに正副委員長を決めなければいけませんので、今現在の人員の中で新たな委員会をつくり、正副委員長を決めて、それをどういうふうにするのか。形だけではなくて、決算審査の委員会のあり方なども含めて、検討を加えていく必要があるのではないかと考えております。試行的な分割付託を行った上で、今後は改めて決算審査のあり方、当初予算審査のあり方を含めた検討を、この任期の中で進めていただいて、改選後につなげていただくということで、今後御検討いただければと思います。その点だけお願いをさせていただきます。

○齊藤秀雄委員長 議長から発言がありましたとおり、今後意見を集約して、新たな特別委員会という試みも大いに議論されていければと思います。平成25年度決算審査は、今回に関しましては、皆さんの一致した意見ということで分割付託とさせていただきます。よろし



いですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、9月定例会中に速やかに審査を行うため、決算審査資料の決定、提出要求を早める必要があります。昨年度の要求資料を参考にした平成25年度の案を作成したので、6月定例会中に協議していただきます。

お手元にあるかと思いますが、各会派へ持ち帰っていただきまして、内容を御確認の上、こちら6月11日の議会運営委員会で決定したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。なお、要求資料は、データ提出が困難なものが含まれるため、紙ベースとなりますので、御了承ください。

次に、議長から申し合わせ事項における意見書案及び決議案、政務活動費、会議録の掲載事項について報告及び確認があります。

議長。

**○菅原満議長** 意見書案や決議案などの提出については、副議長提案を求めるものについては、議会運営委員会に提出して御協議いただいておりますが、機関意思決定議案の提出要件については和光市議会会議規則第14条第1項の後段、その他のものに当たるということで、会議規則第14条においては、地方自治法第112条第2項の規定によるものについては、2人以上の賛成者とともに連署するとなっております。

そうしますと、議会としての意思決定議案に関しては、提出者である議員と、そのほかに2人以上の賛成者という解釈になります。現在、便宜上、会派を代表して意見書案の説明をいただいておりますが、議員が提出した案に2人以上の賛成議員がいるとの前提の上、それを踏まえた申し合わせであることを改めて御確認いただきたいということでございます。従来より、この点については会議規則等でしたが、やや明瞭さを欠いていた部分もありましたので、改めて確認をいただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

それから、平成25年度政務活動費収支報告書は、5月31日に市議会ホームページ、図書館で公開しております。今回協議していただきたい事項は、会派で御協議いただいて次回の議会運営委員会で協議、確認いただきたいということでございます。また、従来よりマニュアル等で留意事項等はお示ししておりますので、確認をしていただきたいということでございます。

次に、3月定例会で採択した、平成25年請願第1号、市民プールの建設実現に関する請願については、執行部より請願の処理の経過及び結果報告書が提出されておりますので、全議員に報告をいたしました。6月定例会の会議録にも掲載をする扱いとしたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

以上でございます。

**○齊藤秀雄委員長** ただいま議長からありました件について、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、各会派から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

ありませんので、以上で、その他議会運営に関することについての協議を終了いたします。

以上で、本日の議会運営委員会に付された事件の審議は、すべて終了しました。

次回は、6月11日水曜日、本会議終了後、案件は意見書案の調整、決算審査の要求資料、基本条例の見直し、議会報告会総括、政務活動費の協議事項等について審議いたします。なお、開会日終了後、全員協議会を行いますので、再度御周知ください。

本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前10時47分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 齊藤 秀雄